

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成27年9月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500131号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500040号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月9日の標準賞与額を47万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月9日

私は、請求期間に係る賞与記録について年金事務所から照会を受けた。請求期間に係る賞与を支給された記憶があるので、調査の上、標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が給与関係事務を委託していたB事務所から提出された賞与明細書、賞与明細一覧表及び振込一覧表並びに請求者の賞与振込先金融機関から提出された普通預金・納税準備預金・従業員預り金取引推移一覧表により、請求者は、請求期間において、同社から賞与(47万7,000円)を支給され、47万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、平成17年12月9日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500130号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500041号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月9日の標準賞与額を37万3,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月9日

私は、請求期間に係る賞与記録について年金事務所から照会を受けた。請求期間に係る賞与を支給された記憶があるので、調査の上、標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が給与関係事務を委託していたB事務所から提出された賞与明細一覧表及び振込一覧表並びに請求者が所持する賞与明細書及び普通預金通帳により、請求者は、請求期間において、同社から賞与(37万3,000円)を支給され、37万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、平成17年12月9日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500037号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500044号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年12月17日は1万2,000円、平成17年12月15日は17万6,000円、平成18年7月20日は16万5,000円、同年12月15日は11万円、平成19年7月20日は24万6,000円及び同年12月13日は23万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日、平成17年12月15日、平成18年7月20日、同年12月15日、平成19年7月20日及び同年12月13日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月17日、平成17年12月15日、平成18年7月20日、同年12月15日、平成19年7月20日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る平成19年12月13日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年7月20日
⑥ 平成19年12月13日

私は、平成7年4月から平成25年2月までA社に勤務したが、この間に支給された賞与のうち、請求期間①から⑤までについては、会社が賞与支払届を遅れて提出したため、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっており、請求期間⑥については、標準賞与額の記録がない。給与及び賞与の明細書並びに源泉徴収票を提出するので、調査の上、年金受給額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管する請求期間①から⑤までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)から、A社は、請求者の当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月4日付けで、当該賞与支払届を年金事務所に届け出ており、オンライン記録によると請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の対象とならない記録とされていることが確認できると

ころ、請求期間②については、請求者が提出した平成17年分の源泉徴収票及び平成17年1月分から同年12月分までの給与明細書並びに平成17年7月の賞与明細書により、請求期間③及び④については、請求者が提出した平成18年分の源泉徴収票及び平成18年1月分から同年12月分までの給与明細書により、請求者は、上記の賞与支払届に記載された賞与支給額と同額の賞与を事業主から支給され、当該賞与支給額に基づく厚生年金保険料をそれぞれ控除されていたことが認められる。

これに対し、請求期間⑤については、請求者が提出した平成19年7月の賞与明細書により、請求者は、上記の賞与支払届に記載された賞与支給額と相違する金額の賞与を事業主から支給されているが、賞与明細書に記載された賞与支給額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、請求期間①については、請求者が提出した平成15年12月の賞与明細書により、請求者は、上記の賞与支払届に記載された賞与支給額と同額の賞与を事業主から支給されているが、支給された賞与額に比べより低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、請求期間⑥については、請求者が提出した平成19年分の源泉徴収票及び平成19年1月分から同年12月分までの給与明細書（平成19年2月分及び同年7月分は前後月と同額として試算）並びに平成19年7月の賞与明細書により、請求者は事業主から賞与を支給されているが、支給された賞与額に比べより低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び⑥に係る標準賞与額は、厚生年金保険料控除額から、それぞれ1万2,000円及び23万9,000円とすることが妥当である。

また、請求期間②から⑤までの期間に係る標準賞与額は、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は17万6,000円、請求期間③は16万5,000円、請求期間④は11万円、請求期間⑤は24万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、元事業主は不明と回答しているところ、請求期間①から⑤までについては、賞与支払届により、当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、A社が当該賞与支払届を提出したことが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑥については、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与支払届を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500141号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500024号

第1 結論

昭和47年4月から昭和53年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年4月から昭和48年9月まで
② 昭和48年10月から昭和53年11月まで

私は、A市に転居した昭和47年4月頃に、A市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、昭和48年8月にB市に転居するまでの請求期間①の国民年金保険料は、自宅に来た女性の集金人に、また、B市に転居した後の請求期間②の保険料も、自宅に来た女性の集金人に定期的に納付していたので、請求期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続については、A市に転居した昭和47年4月頃に、A市役所の窓口において行い、請求期間の国民年金保険料については、自宅に来た女性の集金人に定期的に納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年12月18日に社会保険事務所(当時)からB市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿には、請求者が同年12月21日に国民年金の被保険者資格を新規に取得したことが記録されていること、及び請求者が所持する年金手帳にも、初めて被保険者となった日が同年12月21日と記載され、請求期間に国民年金の被保険者資格を取得した形跡は無いことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、請求期間は80か月と長期間に及んでいる上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500056号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500025号

第1 結論

昭和58年*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年*月から平成元年3月まで

私は、請求期間において、浪人生又は大学生であったが、父が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、請求者の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、請求者の国民年金の加入手続は、A市において平成6年6月頃に行われたものと推認できるところ、上記年金手帳の「国民年金の被保険者となった日」欄の記載は、平成6年6月1日となっていることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったが、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことはうかがえない。

さらに、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関与しておらず、これらの加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父は既に亡くなっているため、請求期間の納付状況等は不明である上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500111号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500042号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年3月30日から同年12月6日まで

私は、昭和30年3月30日に、C県より同郷の二人とともに集団就職によりA社に入社したが、入社した日から同年11月までの9か月間分の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の複数の同僚が請求者は昭和30年3月頃にC県から集団就職により同社に入社した旨陳述していることから判断すると、請求者は、同年3月頃から継続して同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、上記の同僚及び請求者の陳述により請求者と同期入社と考えられる者の厚生年金保険被保険者の資格取得日を見ると、請求者と同様に、入社日(昭和30年3月頃)から資格取得日までの期間は数か月の未加入期間となっていることが確認できる。

また、ほかの同僚は、厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等は所持しておらず、請求期間当時のことは分からないが、自身のA社における厚生年金保険被保険者記録にも入社日から資格取得日までの期間に数か月の未加入期間がある旨陳述している。

さらに、B社は、請求期間当時の資料が無いため、請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500106号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500043号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(当時はB社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和28年4月1日から昭和29年10月10日まで
② 昭和30年7月20日から昭和31年8月1日まで

私は、A社に、昭和28年4月から昭和31年7月末まで勤務していたが、請求期間①及び②においても給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②においてA社に勤務していたと主張しているが、同社は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっていることから、当該期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により所在が判明した同僚12人(請求者が氏名を挙げた同僚を含む。)に照会したが、一人が請求者を記憶しているものの勤務期間は明確ではなく、請求者の請求期間①及び②における勤務及び厚生年金保険への加入状況について確認できない上、複数の同僚が同社の入社時期と厚生年金保険被保険者の資格取得日に相違があったと回答していることから、同社では、従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

さらに、請求期間①及び②におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、請求者の氏名は確認できない。

加えて、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。